

平成31年度 部活動に係る活動方針

1 目的

部活動の学習指導要領上の位置づけと意義について生徒・職員・保護者が適切に理解し、学校教育活動の一環としての部活動運営により、教育目標が目指す資質・能力の育成を図る。また、本校の校訓である「文武両道」の実現、教職員の長時間勤務の解消と「生徒と向き合う時間」の確保を目指す。

2 部活動の位置づけ（高等学校学習指導要領 H30年3月より要約）

- (1) 部活動は教育課程外の学校教育活動である。
- (2) 学校は、教育課程外の活動と教育課程の関連を図るよう留意すること。
- (3) 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである。
- (4) 学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにすること。

3 部活動の意義（安全で充実した運動部活動のためのガイドライン

県教育庁教育振興部体育科 平成30年6月 抜粋)

- (1) スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継承する資質や能力を育てる。
- (2) 体力の向上や健康の増進につながる。
- (3) 体育授業等の教育課程内での指導で身に付けたものを発展、充実させたり、活用させたりするとともに、運動部活動の成果を学校の教育活動全体で生かす機会とする。
- (4) 自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
- (5) 自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
- (6) 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。

4 配慮事項

- (1) 全職員が部活動の意義を理解するとともに、情報を共有し、学級担任と顧問や指導者、また、顧問同士が相互に理解・支援しあうなど、積極的にとりくむこと。
- (2) 部活動を通じた生徒理解に努めるとともに、発達段階に応じて、能力や適性を見極め、その都度、健康状態を確認した上で、個に応じた指導を心掛けること。
- (3) 保護者や関係団体等との連携を図りながら部活動を活性化させるとともに、外部指導者や部活動指導員の積極的な活用等を通じて、地域に信頼される学校づくりを進め

ること。

- (4) 大会等で勝つことのみを重視し過重な練習を強いることがないようにすること。過度の練習はスポーツ障害や外傷のリスクを高めてしまうことを正しく理解すること。
- (5) 健全な心と身体を培い豊かな人間性を育むためのバランスの取れた運営と指導をすること。
- (6) 生徒の心身の健康管理や事故防止に万全を尽くすとともに、体罰やハラスメントの根絶を徹底すること。
- (7) スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を高めるためには休養を適切にとること。科学的トレーニングの積極的導入により、合理的かつ効率的な指導が行えるよう努めること。

5 本校における休養日等の設定

(1) 休養日について

- ア 課業期間中（42週）を通して、週の平日（月曜日から金曜日の5日間）の中で1日の休養日を設けること。また、考査1週間前は原則として活動をしないこと。（年間36日）
- イ 課業期間中の週休日（土、日）、祝日のうち、次の①～②の場合は、活動をしないこと。（年間24日）
 - ① 定期考査一週間前及び定期考査期間中の土、日、祝（年間15日）
 - ② 上記のほか、各部活動ごとに、長期休業期間を含む7・8・12月を除き毎月1日以上休養日を定める。（年間9日以上）
- ウ 長期休業中（年度末年度初め、夏季、冬季）に年間12日間以上の休養日を定める。そのうち3日間は、夏季休業中の学校閉庁日（8月13日～15日）とする。
 - ※ 大会等のため休養日が取れなかった場合は、その分、別に休養日を設けること。
 - ※ ミーティング等により運動を実施しない日は、休養日とすることができる。

(2) 活動時間について

- ア 平日 活動時間を2時間30分以内とし、片付け・着替えを含めて最終下校時刻を厳守すること。
- イ 週休日 土・日の活動時間を合わせて8時間を超えないこと。
 - ※ 大会・練習試合等のため8時間を超えた場合は、超過分を別の週休日の時間を減らし対応すること。

6 運営体制

- (1) 各部顧問は、本活動方針に則り次のア・イを校長に提出する。
 - ア 年間の活動計画（活動日、休養日、予定大会、合宿等）
 - イ 毎月の活動計画（活動日時、場所、休養日、大会、合宿等）
- (2) 校長は、本活動方針及び年間の活動計画をホームページで公開する。
- (3) 各部顧問は、大会結果等、活動の様子を積極的に公開する。

（平成31年4月1日より実施）